

岡谷市ゼロカーボンシティロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡谷市（以下「市」という。）が作成したゼロカーボンシティロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の形式)

第2条 ロゴマークの使用の形式は、別表のとおりとし、ロゴマークの一部使用及び変形、色等のデザインの変更は認めない。

(使用の基準)

第3条 ロゴマークは、市の進めるゼロカーボンシティの実現に資する取組等を発信する場合に使用することができる。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、岡谷市ゼロカーボンシティロゴマーク使用申請書（様式第1号）にロゴマークを使用しようとする見本を添えて市長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市又は市が構成員となっている組織が市の進めるゼロカーボンシティの実現に向けた普及啓発を図ることを目的に使用する場合
- (2) 市が共催又は後援するゼロカーボンシティの実現に向けた普及啓発を図ることを目的とした行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合
- (3) 学校その他の教育機関が教育の目的で使用する場合
- (4) 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- (5) その他市長が申請を要しないと認めた場合

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、許可の可否を決定したときは、岡谷市ゼロカーボンシティロゴマーク使用許可（不許可）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により許可をするときは、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を許可しないも

のとする。

- (1) 市のゼロカーボンシティのイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 申請者固有の商標であると誤解を与えるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 別表に掲げるロゴマークの使用の形式に反するおそれがある場合
- (7) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (8) 市が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の利益になり、又はなるおそれのある場合
- (10) その他ロゴマークの使用が適当でないと認めるとき
（使用許可の変更等）

第7条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ岡谷市ゼロカーボンシティロゴマーク使用変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、岡谷市ゼロカーボンシティロゴマーク使用変更許可（不許可）通知書（様式第4号）による許可を受けなければならない。

2 使用者は、ロゴマークの使用を中止するときは、岡谷市ゼロカーボンシティロゴマーク使用中止届出書（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

（改善の指示）

第8条 市長は、使用者が許可された使用内容を逸脱して使用していると認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができるものとし、使用の許可の取消しを決定したときは、岡谷市ゼロカーボンシティロゴマーク使用許可取消通知書（様式第6号）により使用者に通知するものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 使用者が第5条第2項に規定する条件に違反したとき。

(4) 使用者が前条に規定する改善に係る措置を速やかに講じないとき。

2 市長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(商標登録等の禁止)

第11条 使用者は、ロゴマーク又はロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(使用者の責務)

第12条 使用者は、信義に従い、誠実にこの要綱の規定を履行しなければならない。

2 ロゴマークの使用に係る問題が生じた場合は、市は一切の責任を負わない。この場合において、使用者は、速やかに市長へ報告するとともに、使用者の責任において対策を講じなければならない。

(経費等の負担)

第13条 市は、ロゴマークを使用した者に対し、ロゴマークの使用に係る製造等の経費又は役務を負担しない。



(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年1月13日から施行する。

別表（第2条関係）

<p>コンセプト</p> <p>「0」の中に繭をイメージしたキャラクターを配置し、下部分の波線は絹の糸を表現。水のイメージを青色で表現し、諏訪湖や天竜川の豊かな自然との共生を目指し、繭から絹製品が生まれるように、ここからゼロカーボンに向けてスタートする意味を込めたもの。</p>	
<p>使用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦横比率を変更（変形）して使用しないこと。 ・縮尺により要素が不明瞭にならないようにすること。 ・回転して使用しないこと。 ・影やグラデーションなどの効果を付けないこと。 ・アウトラインで使用しないこと。 ・指定色以外の色を使用しないこと。 ・背景色との関係において、著しく視認性を損なう使用は避けること。 ・シンボルに別の文字を組み合わせ使用しないこと。 ・ロゴの周囲には一定の間隔を設けること。 ・要素の一部が欠けた状態で使用しないこと。 	
<p>岡谷市ゼロカーボンシティロゴマーク基本形</p>	
<p>【指定色（カラー）】</p>	<p>【単色（モノクロ）】</p>
	
<p>DIC-181</p> <p>[CMYK] C : 89 M : 27 Y : 2 K : 0</p> <p>[RGB] R : 0 G : 129 B : 184</p>	<p>DIC-582</p> <p>[CMYK] C : 85 M : 75 Y : 75 K : 90</p> <p>[RGB] R : 30 G : 28 B : 28</p>
<p>書体 UD デジタル教科書体 NK-B</p>	